



熊本県公報

目 次

訓 令

熊本県公印規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

訓 令

熊本県訓令第1号

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年二月二十六日

本庁各部課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公印規程(昭和三十二年熊本県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第四十二号の項を第四十三号の項とし、第四十一号の項を第四十二号の項とし、第四十号の項の次に次のように加える。

41 熊本県歳入徴収者印 方一五 督促状用 会 計 課 会 計 課 長

別表第二中第四十二号の項を第四十三号の項とし、第四十一号の項を第四十二号の項とし、第四十号の項の次に次のように加える。

41

熊 本 県	入 者
歳 徴 収	

縦 15 横 15

附 則

この訓令は、平成十四年二月二十六日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年二月二十六日印刷
平成一十四年二月二十六日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―二三二



古紙配合率100%